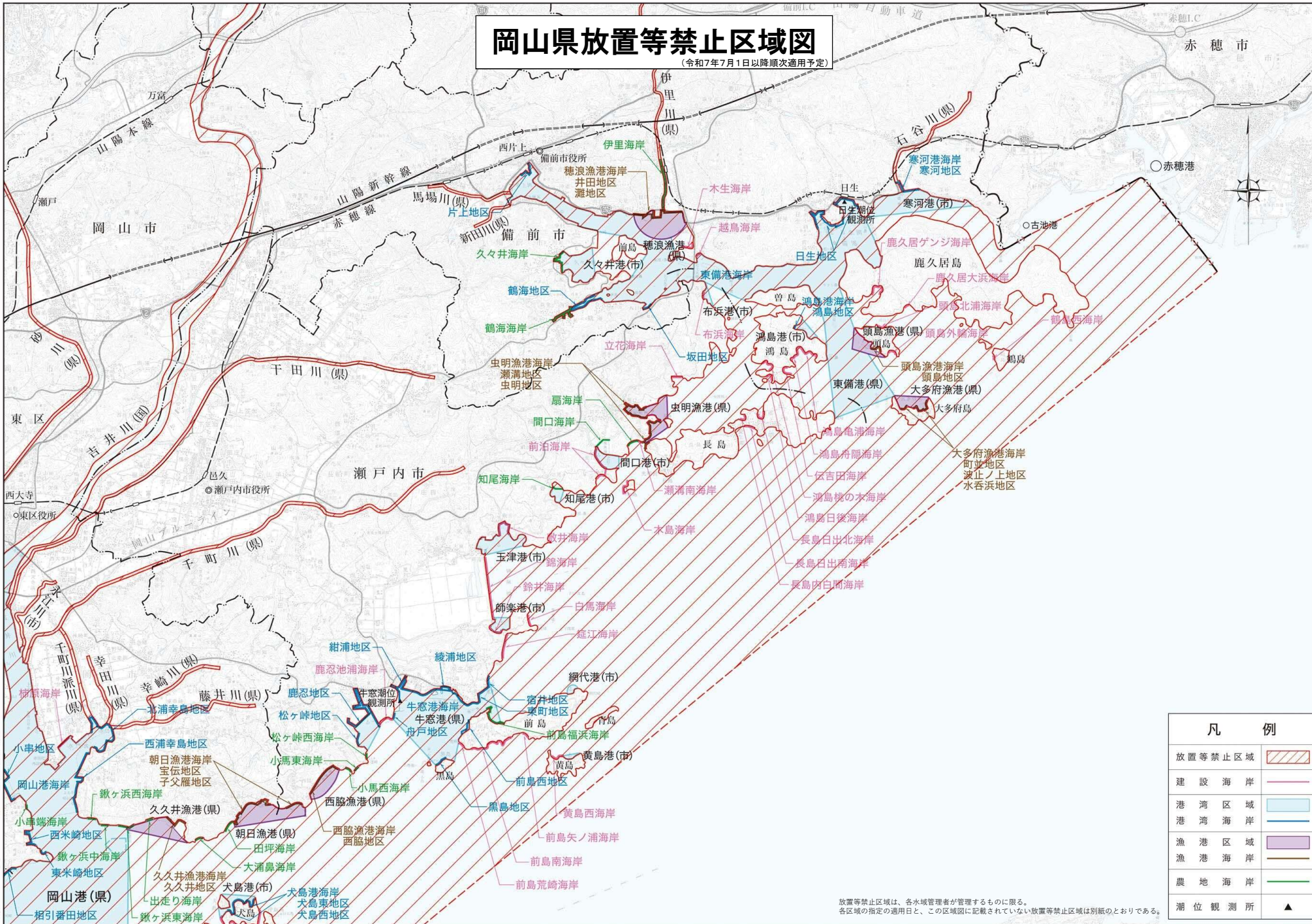


岡山県放置等禁止区域図

(令和7年7月1日以降順次適用予定)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 4CGF 9」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



凡 例	
放置等禁止区域	
建設海岸	
港湾区域	
漁港区域	
農地海岸	
潮位観測所	

放置等禁止区域は、各水域管理者が管理するものに限る。
各区域の指定の適用日と、この区域図に記載されていない放置等禁止区域は別紙のとおりである。